別表第一の五の項中「小分類四一五」を「小分類四一六」に改め、同表の六の項を次のように改める。

六	クレジットカード業、割賦金融業	日本標準産業分類に掲げる小分類六四三―クレジットカード業、割賦金融業

別表第一の七の項から十の項までを削る。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第四条関係）

番号	業種	業種の範囲
一	ソフトウェア業	日本標準産業分類に掲げる小分類三九一―ソフトウェア業
二	情報処理・提供サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類三九二―情報処理・提供サービス業
三	インターネット附随サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類四〇一―インターネット附随サービス業
四	各種物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類七〇一―各種物品賃貸業
五	産業用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類七〇二―産業用機械器具賃貸業
六	事務用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類七〇三―事務用機械器具賃貸業
七	自動車賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類七〇四―自動車賃貸業
八	スポーツ・娯楽用品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類七〇五―スポーツ・娯楽用品賃貸業
九	その他の物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類七〇九―その他の物品賃貸業
十	デザイン業	日本標準産業分類に掲げる小分類七二六―デザイン業
十一	広告業	日本標準産業分類に掲げる小分類七三一―広告業
十二	機械設計業	日本標準産業分類に掲げる小分類七四三―機械設計業
十三	計量証明業	日本標準産業分類に掲げる小分類七四五―計量証明業
十四	冠婚葬祭業	日本標準産業分類に掲げる小分類七九六―冠婚葬祭業
十五	映画館	日本標準産業分類に掲げる小分類八〇一―映画館
十六	興行場（別掲を除く）、興行団	日本標準産業分類に掲げる小分類八〇二―興行場（別掲を除く）、興行団
十七	スポーツ施設提供業	日本標準産業分類に掲げる小分類八〇四―スポーツ施設提供業
十八	公園、遊園地	日本標準産業分類に掲げる小分類八〇五―公園、遊園地
十九	学習塾	日本標準産業分類に掲げる小分類八二三―学習塾
二十	教養・技能教授業	日本標準産業分類に掲げる小分類八二四―教養・技能教授業
二十一	機械修理業（電気機械器具を除く）	日本標準産業分類に掲げる小分類九〇一―機械修理業（電気機械器具を除く）
二十二	電気機械器具修理業	日本標準産業分類に掲げる小分類九〇二―電気機械器具修理業

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○経済産業省告示第二百八十三号

特定サービス産業実態調査規則（昭和四十九年通商産業省令第六十七号）第六条第二項の規定に基づき、特定サービス産業実態調査票の様式を次のように定める。

なお、平成二十年経済産業省告示第二百十六号（特定サービス産業実態調査規則第六条第一項の規定に基づき、特定サービス産業実態調査票の様式を定める件）は、廃止する。

平成二十一年九月四日

経済産業大臣　二階　俊博